

10月25日以降の協力要請等の主な変更点等

令和3年10月20日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

対策の期間	10月25日から11月30日（イベントを除く）とする。 以降については感染状況等を踏まえて判断。
県民へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「原則として21時以降の夜間は不要不急の外出を自粛」等については解除。 ● 「帰省や旅行など都道府県間の移動に係る基本的な感染対策の徹底」や「感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える」については、引き続きお願い。
事業者へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証店・確認店の利用を ● 換気が良く、座席間の距離確保又はアクリル板の設置されている店を選択 ● 広さに応じて、一定の距離を確保できる人数で ● 会話をする際は、必ずマスク着用 ● 箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ● 「業種別ガイドラインの遵守」は引き続きお願い ・ 飲食店等における、営業時間短縮、酒類の提供制限、人数制限については、制限を解除。 ※ ただし、県民に対し、「認証店・確認店の利用」や「広さに応じて一定の距離を確保できる人数」等呼びかけ ・ 商業施設に対する、営業時間の短縮、人数制限を解除。 ・ カラオケ設備の提供制限を解除。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年11月1日から12月19日まで <24条⑨> 人数：① 5,000人又は50%以内の大きい方 ② 大声ありは50%以内、大声なしは100% ⇒ ①と②の小さい方 ※ <u>10,000人の人数上限を解除</u> ● 12月20日以降、当面の間 人数：① 5,000人又は50%以内の大きい方（<u>上限10,000人</u>） ② 大声ありは50%以内、大声なしは100% ⇒ ①と②の小さい方 ※ 人数上限等についての緩和の可否について、改めて判断 ※ 人数上限以上のイベントの開催について、特に感染リスクが低減できる追加的な対策が可能な場合は個別に相談に応じる。